

令和4年度関係人口の創出・拡大に向けた情報発信や地域と人材のマッチング等に関する業務委託仕様書

1 業務の名称

令和4年度関係人口の創出・拡大に向けた情報発信や地域と人材のマッチング等に関する業務

2 業務の目的

山口県と継続的に関わる多様な人材である関係人口の創出・拡大に向け、「山口つながる案内所」ホームページ (<https://www.ymg-tunagaru.jp>) (以下「専用WEBサイト」という。) による情報発信や都市部人材と地域とのマッチングなどの取組を推進し、県外から地域への新たな人の流れを創り出し、地域の課題解決や活性化、将来的な移住の裾野拡大につなげていくことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

4 業務実施場所

山口県内及び本事業を実施するにあたり委託者が必要と認める地域

5 委託者（業務発注者）

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議 会長 村岡 嗣政
(以下「委託者」という。)

6 契約手続き・業務実施等窓口

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議事務局（山口県総合企画部中山間地域づくり推進課内）
(以下「事務局」という。)

7 業務の実施方針

- 本業務は、関係人口の創出・拡大に向けた情報発信、登録促進、都市部人材と地域とのマッチングを主要な業務とし、各業務を区分けすることなく、緊密に関連させて総合的かつ一体的に推進すること。
- 本県の関係人口の創出・拡大に向け、本県アンテナショップ「おいでませ山口館」内の山口県の関係人口窓口である「山口つながる案内所」（東京都中央区日本橋）及び、移住相談の窓口である「やまぐち東京暮らし支援センター」（東京都千代田区有楽町）と緊密に連携し、一体となって業務を推進すること。
- 本業務の推進に当たり、委託者が別に契約し活用中のサービス等（別表1）と連携を図るなど、委託者の有するリソースを最大限、有効に活用すること。なお、必要に応じて、クラウド等を活用して事務局や市町、地域団体等とタイムリーな情報共有を図るよう務めること。

8 業務の内容

(1) 関係人口の創出・拡大に向けた情報発信等

関係人口の創出・拡大に向け、専用WEBサイトを活用し、県や市町の施策等の様々な情報発信等を行うこと。

- ・ 専用WEBサイトを活用し、都市部人材地域受入プログラムの募集・実施報告記事及び関係人口への取材記事を作成・掲載するほか、県や市町等の関係人口に関連する様々な情報を掘り起こし、事務局と調整を図りながら専用WEBサイトの内容の充実を図ること。
- ・ 電子メールやSNS等並びに委託者が別に契約する情報発信サービス等を活用し、それぞれ月1回以上の定期的な情報発信を行うほか、県や市町等の関係人口に関連する様々な情報や、都市部人材とのマッチング、交通費支援制度等の県の施策等の情報を掘り起こし、その都度発信すること。(以下、これらの情報発信手段を総称して「専用WEBサイト等」という。)

[※専用WEBサイト等の運営等は、以下の方針により行うこと。]

- ・ 業務委託終了後も委託者が継続して運用していくことを前提に、管理・運営を他者に移行することが可能なものとする。
- ・ 利用者(閲覧者)にとって「見やすい」、「分かりやすい」、「使いやすい」、「魅力的な」ものとする。

(2) 関係人口の創出・拡大に向けた登録促進等

SNSや委託者が別に契約する情報発信サービス等、WEB広告等を有効に活用し、都市部人材等を専用WEBサイトにおいて稼働している関係人口の登録システム(<https://www.ymg-tunagaru.jp/project-form>) (以下「登録システム」という。)に誘導して会員登録の促進を図ること。

- ・ 登録促進に当たっては、SNS等のフォロワー数や年間新規会員登録数の目標を設定し、その達成を図ること。
- ・ 登録者が専用WEBサイト等による情報発信を確実に入手できること。
- ・ 専用WEBサイトを活用し、案内所登録会員向けに月1回配信している「山口つながら案内所通信」について、登録者にとってより魅力的なコンテンツとなるよう掲載情報の掘り起こしを行うこと。

(3) 都市部人材の地域受入等

地域課題の解決を図るために都市部人材(関係人口)の活用を望む地域受入プログラムの実施や、関係人口来県支援交通費補助金を活用した来県促進等により関係人口の創出・拡大を図ること。

ア 関係人口受入プログラム策定補助及びプログラム実施の支援

- ・ 地域課題の解決を図るため、将来にわたって反復的・継続的に当該地域において関係人口として活躍することが期待できる都市部人材を受け入れるプログラム(以下「プログラム」という。)を策定する地域団体等を支援し、当該プログラムの実施を補助すること。
- ・ プログラム策定地域は5地域程度以上とし、事務局が市町を通じて希望調査を実

施し、受託者と協議の上、決定する。

- ・ 1地域の都市部人材の受け入れ人数は10人程度を目標とすること。
- ・ プログラムの実施に当たり、都市部人材の来県や地域団体等の受け入れに要する経費の支援（以下「受入支援」という。）を行うこと。
- ・ 受入支援は、1地域当たり500千円程度とする。受入支援の対象は、関係人口の来県に係る経費や受け入れる地域団体等の必要経費とし、支出の詳細に当たっては、別途事務局と協議すること。
- ・ プログラムの実施に当たっては、地域団体や市町、都市部人材との調整を図るとともに、必要に応じて専門家を派遣するなど、万全を期すること。
- ・ 専用WEBサイト等を活用し都市部人材を地域に呼び込むための魅力的な情報発信を行うこと。
- ・ 首都圏等において、CSR活動に取り組む企業や活動団体、ボランティアに積極的に取り組む大学等に向けて本マッチング事業の情報発信を行い、幅広い都市部人材を呼び込むこと。

イ 関係人口来県支援交通費補助金の情報発信・サポート支援等

- ・ 委託者が別に実施する「関係人口来県支援交通費補助金」の積極的な情報発信を、専用WEBサイト等を活用し行うこと。
- ・ 関係人口来県支援交通費補助金を活用して市町や地域団体等が独自に行うマッチング事業の掘り起こしを行うとともに、同事業の実施に対して必要な支援を行うこと。

ウ 交流会の実施

- ・ 関係人口として活動する都市部人材と地域団体等との意見交換や交流促進を図る交流会（受入地域団体等による参加者募集プレゼンテーションや活動報告等を想定）を県内又は首都圏等で1回程度開催すること。
- ・ ただし、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、オンライン開催とすることとし、別途事務局と協議すること。

9 成果物の提出

- (1) 成果報告書（A4版）5部
- (2) 成果報告書を電子ファイル化したもの（CD-R等）一式

10 個人情報の保護

この契約による事務を処理するための取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」（別紙）のとおりとする。

11 実施体制

- (1) 契約締結後、速やかに事務局と協議を行い、業務内容について十分な理解を図るとともに、履行期間においても定期的に協議を行うこと。
- (2) 受託者は、具体的な実施内容を取りまとめた業務計画書を委託契約締結後、速やかに作成し、事務局に対し内容の説明を行い、了解を得ること。

- (3) 受託者は事業実施に当たり、総合調整役となる総括責任者を配置し、調整を図ること。
- (4) 受託者は、総括責任者を中心に、業務遂行を円滑に実施するための内部体制を整備すること。
- (5) 受託者は、業務に係る日報等により活動内容について記録すること。
- (6) 事業実施に当たり生じた調整事項やトラブル等は直ぐに報告し、事務局と連携し責任をもって対応すること。
- (7) 受託者は、関係人口に関連する情報収集、委託者への情報提供を積極的に行うこと。

12 留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項は、事務局と受託者において協議の上、決定する。また、本業務の最終的な業務委託の仕様（契約書に添付する仕様書をいう。）は、受託者と協議の上、事務局が作成する。
- (2) 本業務により得られた成果、情報（個人情報含む）等は、事務局に帰属する。
- (3) 本業務履行のための受託者の人件費、旅費、通信費、印刷製本費及び契約費用等の一切の経費、及び本仕様書に基づく業務の実施に当たり必要と認められる経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。

13 特記事項

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策等の状況に応じ、業務委託内容や委託料（減額）等の見直しを含め、適宜、変更契約等の対応を行うこととする。

別表 1

サービス等名		内容等
専用WEBサイト		コンテンツ管理システム：WordPress 顧客管理システム：Salesforce メールサーバ等：KAGOYA JAPAN
WEB会議	Zoom	プロプラン×2
マッチング 情報発信	SMOUT	プレミアムプラン
	ピタマチ	エントリー（ライト）プラン
	activo	フリープラン
クラウド	Google アカウント	フリープラン
SNS	Facebook	@yng.tunagaru.annaisho
	Instagram	@yng.tunagaru
	Twitter	@yng_tunagaru
	LINE	@yng.tunagaru

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であるか職を退いた後であるかを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は委託契約締結者を、「乙」は委託先をいう。

2 委託等の実態に即して適宜必要な事項を追加し、また不要な事項は削除するものとする。